

1 秋田市公文書管理条例新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>第4章 歴史公文書等の保存、利用等 （特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）又は死者に関する情報（死者に係る個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）</u>（以下「個人情報等」という。）が記録されている場合は、当該個人情報等の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>第15条（略） （本人情報等の取扱い）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 次に掲げる者は、この条例の定めるところにより、市長に対し、市長の保有する死者に関する情報（<u>当該死者を本人とするものに限る。</u>）で当該各号に定める情報が記載された特定歴史公文書等の利用請求をすることができる。</p> <p>(1) および(2)（略）</p> <p>(3) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 <u>当該死者の情報が記載された特定歴史公文書等</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める者 <u>当該死者の情報が記載された特定歴史公文書等</u>で市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める範囲のもの</p> <p>3（略）</p> <p>第17条～第20条（略） （情報公開条例および情報公開・個人情報保護審査会条例の準用）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>第4章 歴史公文書等の保存、利用等 （特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、特定歴史公文書等に個人情報（<u>秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）</u>が記録されている場合は、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>第15条（略） （本人情報等の取扱い）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 次に掲げる者は、この条例の定めるところにより、市長に対し、市長の保有する死者を本人とする個人情報で当該各号に定める情報が記載された特定歴史公文書等の利用請求をすることができる。</p> <p>(1) および(2)（略）</p> <p>(3) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 <u>当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める者 <u>当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等</u>で市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める範囲のもの</p> <p>3（略）</p> <p>第17条～第20条（略） （情報公開条例および情報公開・個人情報保護審査会条例の準用）</p>

第21条 (略)

2 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）第5条から第11条までの規定は、前条の規定による審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第5条	(略)	
第1項	情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により諮問をした実施機関又は議会（以下この条において「諮問庁」という。）	(略)
	情報公開条例第11条各項の決定（第3項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護法第82条各項の決定、個人情報保護法第93条各項の決定もしくは個人情報保護法第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項の決定（第3項においてこれらの決定を「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報	(略)
(略)		
第5条	諮問庁	(略)
第2項	(略)	
第5条	(略)	
第3項	諮問庁	(略)
(略)		
第5条	(略)	
第4項	諮問庁	(略)
(略)		
第9条	(略)	

第21条 (略)

2 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）第5条から第11条までの規定は、前条の規定による審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第5条	(略)	
第1項	情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第36条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）	(略)
	情報公開条例第11条各項の決定（第3項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護条例第17条各項の決定、個人情報保護条例第26条各項の決定もしくは個人情報保護条例第33条各項の決定（第3項において「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報	(略)
(略)		
第5条	諮問実施機関	(略)
第2項	(略)	
第5条	(略)	
第3項	諮問実施機関	(略)
(略)		
第5条	(略)	
第4項	諮問実施機関	(略)
(略)		
第9条	(略)	

第1項	第5条第3項もしくは第4項もしくは第7条	(略)
	もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料	又は資料
	これらの意見書、資料又は主張書面	当該意見書 又は資料
	当該意見書、資料又は主張書面	当該意見書 又は資料
(略)		
第10条	(略)	
	情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項および議会個人情報保護条例第46条第1項	(略)
第11条	(略)	
	情報公開条例第17条又は議会個人情報保護条例第46条第1項	(略)

以下 (略)

第1項	第5条第3項もしくは第4項又は第7条	(略)
	(略)	
(略)		
第10条	(略)	
	情報公開条例第17条および個人情報保護条例第36条	(略)
第11条	(略)	
	情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第36条	(略)

以下 (略)

2 秋田市特定歴史公文書等利用等規則新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（<u>個人情報等の漏えいの防止のために必要な措置</u>）</p> <p>第6条 市長は、特定歴史公文書等に<u>個人情報等</u>が記録されている場合は、条例第14条第3項の規定により、当該<u>個人情報等</u>の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている<u>個人情報等</u>に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>(3)（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（<u>個人情報の漏えいの防止のために必要な措置</u>）</p> <p>第6条 市長は、特定歴史公文書等に<u>個人情報</u>が記録されている場合は、条例第14条第3項の規定により、当該<u>個人情報</u>の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている<u>個人情報</u>に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>(3)（略）</p> <p>以下（略）</p>

3 秋田市文書取扱規程新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（文書取扱主任の職務）</p> <p>第7条 文書取扱主任は、課長等の命を受け、課等における次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）および<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定による開示等の請求に係る文書の特定に関すること。</p> <p>(7)（略）</p> <p>第2章 文書の配布</p> <p>以下（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>（文書取扱主任の職務）</p> <p>第7条 文書取扱主任は、課長等の命を受け、課等における次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）および<u>秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）</u>の規定による開示等の請求に係る文書の特定に関すること。</p> <p>(7)（略）</p> <p>第2章 文書の配布</p> <p>以下（略）</p>